

島根県がん対策推進計画 中間評価報告書(案)のご意見について

	ご意見	事務局整理
第2回協議会での ご意見	1 在宅緩和ケアが提供できる医療資源の情報について、いつ頃を目途に一般に公開が可能か示していただきたい。	別紙に記載
	2 「たばこ」の表記について、ひらがなでなく、カタカナにできないか。	行政においては、国をはじめ全国的にひらがな表記が通例となっており、現行の島根県たばこ対策指針や島根県がん対策推進計画もひらがな表記としています(条約や法律もひらがな表記です)。 中間評価報告書中の「たばこ」の表記は、現行のたばこ対策指針やがん対策推進計画等の引用です。
意見票による 第2回協議会後 のご意見	3 9月3日現在の中間報告書(案)の中で、検診の普及啓発活動についての取組報告が不十分だったと思います。 雲南の小林さんの活動、小海さんの取組など、とても大事な内容だと思います。 ぜひ報告書(案)に入れてください。	がん検診啓発サポーターの活動について追加記載しました。
	4 会議の中で「18才以上の酒・たばこ」の発言をしましたが、まだ議論されている(とり下げは決まっていない)ようです。 ぜひ反対の声を県としてあげてください。	自由民主党政務調査会成年年齢に関する特命委員会における「酒・たばこ」の年齢制限の引き下げに関する議論については、賛否両論を併記する形で結論は見送られました。 たばこ対策については、地域や職場、事業所、関係機関・団体などが、それぞれの立場からたばこ対策に取り組むことを推進し、県民運動として広げていくことが重要と考えます。 第3次島根県たばこ対策指針に新たに盛り込んだ「島根県たばこ対策推進宣言」などの取組がさらに広がっていくよう、県としても努力して参ります。